

公益社団法人 神奈川県理学療法士会  
共催・協賛・後援規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下、本会）が関与する事業における「共催」、「協賛（協力）」、「後援」（以下、共催等）の取扱について定める。

(共催等の定義)

第2条 共催等の定義は次のとおりとする。

- (1) 共催：本会を含む複数の者が事業開催の主体となり、共同でその事業を開催することをいう。主体が本会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛（協力）又は後援と比べて、その事業への本会の関与度合いが強い場合をいう。複数の団体が対等な立場に立ち、企画、会計、広報等すべての事項について、先の団体との合意に基づき事業を実施する。
- (2) 協賛（協力）：第三者が開催の主体となる事業について、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが人員、物品、協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べて、その催しへの本会の関与度合いの程度が大きい場合をいう。
- (3) 後援：第三者が開催の主体となる事業について、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。支援の内容は、原則として名義使用および広報等の協力とする。  
注：本会が主催または共催する事業について協賛（協力）・後援を依頼する場合は、上記（2）（3）の第三者を本会、本会を第三者と読み替えるものとする。

(共催等の承認)

第3条 共催等の受託、依頼は、次の第4条「共催等の承認基準」に基づき理事会にて承認するものとする。

(共催等の承認基準)

第4条 事業の目的および内容が、本会の定款に定める目的ならびに事業に合致し、次の（1）の団体で、（2）のアの共催等の対象事業、いずれもの要件に該当するものとする。

(1) 共催等の対象となる団体：

共催等の対象となる団体は、官公庁および公益事業・学術事業を目的とした法人または準ずるものとし、次のいずれかに該当するものとする

ア 国、及び地方公共団体

イ 公益法人：公益社団法人、公益財団法人、特殊法人等

ウ 公益事業および公益性の高い学術活動を目的とした法人：非営利法人、学校法人等

- エ その他、理事会が特に認めた団体：一般法人および法人格を有しない任意団体については、理事会が次の基準で判断する
- (ア) 定款または会則を有し、目的および事業内容が堅実な団体
  - (イ) 原則として機関誌等を定期的に発行
  - (ウ) 原則として会員数 100 名程度を有する団体（過去数年期間において共催等を承認した団体についてはこの基準に拘束されず行事内容によって審議し決定する）
  - (エ) 医師・看護師・作業療法士・言語聴覚士等の団体会員が主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される任意団体（要職種別会員数）
- (2) 共催等の対象事業および対象外事業：  
共催等の対象となる事業は、次の(ア)の事業目的に合致する事業とする。なお、(イ)に示す事業は対象外とする。

ア 対象事業

- (ア) 県民の保健・医療・福祉の発展に寄与し、本会会員の人格、倫理の高揚に努め、学術技能を研鑽し、理学療法の普及啓発に貢献すると認められる事業
- (イ) 公益目的の事業であり、不特定かつ多数の県民の利益に寄与すると認められる事業
- (ウ) 本会会員にとって有益であると認められる事業
- (エ) 本会の目的を達成するために必要と認められる事業

イ 対象外事業

- (ア) 開催団体の宣伝等、特定の関係者への便宜供与、利益誘導が認められる事業
- (イ) 運営方法が公正でないと認められる事業
- (ウ) 参加対象が限定的な事業（団体会員限定、参加規模等）
- (エ) 過去の受託事業において申請内容に疑義があった事業
- (オ) その他、理事会で適当でないと判断された事業

(共催等の受託及び依頼)

第5条 共催等の受託、依頼については、次の（1）および（2）により行うものとする。

- (1) 本会が受託する場合：開催主体団体より共催等申請書(別紙1)の提出を受けること。なお、費用負担の伴う共催等事業は、予算措置のされていること。共催等申請書の提出期限は、原則とし、共催等事業実施日の3ヶ月前以上とする。
- (2) 本会が依頼する場合：本会が他団体に対して共催等の依頼をする際は、本会理事会に事業計画書を提出し、理事会の承認後、依頼団体の指示により申請する。理事会への事業計画書の提出期限は、原則とし、共催等事業実施日の3ヶ月前以上とする。

(共催等の承認)

第6条 共催等の受託、依頼は、第3条「共催等の承認基準」に基づき理事会にて承認するも

のとする。

(承認の通知)

第7条 他団体が主幹主催または主催の共催等については、理事会の承認後、速やかに申請者に対し共催等決定の公文書を交付するものとする。その際、共催等事業終了報告書(別紙2)を添付するものとする。

(共催・協賛に関する協定)

第8条 共催および協賛については、必要に応じ関係団体の代表者との間で協定書を取り交わすものとする。

(事業中止等の届出)

第9条 主催者は、共催等の承認を受けた後に事業の中止、または事業内容等に変更があった場合には、速やかに本会にその旨を届け出なければならない。

(共催等の取消し)

第10条 前項「事業中止等の届け出」のあったとき、または本規定第3条の基準を欠いたと認められたときは、主催者に確認の上、理事会は承認を取消することができる。

(事業報告および収支決算書の提出)

第11条 本会が承認した他団体主催または主幹の共催等が終了後、第6項に定めた共催等事業報告書(別紙2)を速やかに本会に提出するものとする。なお、費用の負担を要した事業については、同時に収支決算書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(委任)

第12条 この規定に定めるもののほか、共催等に関して必要な事項は理事会にて定める。

(規定の改廃)

第13条 この規定を改正し、又は廃止しようとするときは、理事会で決定するものとする

附則

- 1 この規定は平成29年5月16日から施行する